

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、平成20年度
藤岡市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）を別紙のとおり専決処分する。

平成21年3月31日

藤岡市長 新 井 利 明

平成20年度藤岡市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

平成20年度藤岡市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費）

第1条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第1表繰越明許費」による。

平成21年 3月31日

藤岡市長 新井利明

第 1 表 繰 越 明 許 費

(単位 千円)

款	項	事 業 名	金 額
1 総 務 費	2 徴 収 費	徴 収 経 費	4, 6 2 0